

様

重要事項説明書

介護サービスご利用案内

特定施設入居者生活介護事業

(令和6年 4月 1日現在)

高松市指定特定施設入居者生活介護事業者
介護付有料老人ホーム **メイプルの杜**

香川県高松市香川町大野997番地3
株式会社 ひまわり

特定施設入居者生活介護のご案内（重要事項説明書）

サービスの目的

介護保険法令の趣旨にしたがって、特定施設サービス計画に基づき、適正な指定特定施設入居者生活介護サービスを提供し、施設において利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。

事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護付有料老人ホーム メイプルの木
所在地	香川県高松市香川町大野998-1
介護保険事業所番号	37714004117
サービスの種類	特定施設入居者生活介護

（２）構造等

	敷地	1193.15㎡
建物	構造	鉄骨造3階建
	述べ床面積	1786.23㎡
	利用定員	45名

（３）主な設備

設備	室数	面積	備考
食堂兼機能訓練室	3	33.5㎡	
浴室	2	3.2㎡	
特殊浴室	1	19.2㎡	
一般居室	45	13.3㎡	1人部屋（便所付）
医務室	1	19.2㎡	
介護職員室	3	27.1㎡	
共用便所	6	3.4㎡	
洗面所	3	9.1㎡	
汚物処理室	3	13.1㎡	

(4) 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換 算後の 人数 (人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			1	事業所の従業者の管理及び業務の管理する。
生活相談員	2		2			1	利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
介 護 職 員	19	15	4	4		16.7	心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
看 護 職 員	5	1	4	1		4.2	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
機能訓練指導員	1	1				1	利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
計画作成担当者	1		1			1	利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(5) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制（勤務時間帯）
管 理 者	日勤（ 9：00～18：00）
生活相談員	日勤（ 9：00～18：00）
介 護 職 員	日勤（ 9：00～18：00） 早出1（ 7：00～16：00） 夜勤（16：00～ 9：00）
看 護 職 員	日勤（ 9：00～18：00） 早出2（ 7：00～16：00） 夜勤（16：00～ 9：00）
機能訓練指導員	日勤（ 9：00～18：00）
計画作成担当者	日勤（ 9：00～18：00）

特定施設入居者生活介護の内容と費用

(イ) 介護保険給付対象サービス

(イ) サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	看護職員により入居者の状況に応じて適切な措置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
相 談 及 び 援 助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

(イ) 費用

利用料金は、利用者の所得に応じて自己負担額の割合が変更となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

【料金表】自己負担分（日額）

要介護 1	542単位	要介護 2	609単位	要介護 3	679単位
要介護 4	744単位	要介護 5	813単位		
個別機能訓練加算 I		1日につき	12単位		
協力医療機関連携加算 I		1月につき	100単位		
夜間看護体制加算 II		1日につき	9単位		

サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士60%以上配置 一日につき 18単位
看取り介護加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日 1, 280単位 ・死亡の前日、前々日 一日 680単位 ・死亡日以前4日以上30日以下 一日 144単位 ・死亡日45日前から30日以下 一日 72単位
生活機能向上連携加算Ⅱ	・1月につき 200単位
科学的介護推進体制加算	・1月につき 40単位
ADL維持等加算Ⅰ	・1月につき 30単位
退院・退所時連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1日につき 30単位 ※入居から30日以内
退去時情報提供加算	・1回につき 250単位
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	・1月につき 10単位
新興感染症等施設療養費	・1日につき 240単位

※ 介護職員等処遇改善加算として、上記介護報酬と加算金額の総額の12.8%が加算されます。
平成27年度より1単位は10.14円となります。(高松市)

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事 お誕生会、クリスマス会、七夕まつり等 参加されるか否かは任意です。	要した費用の実費をご負担いただきます。
おむつ代		実費
理美容		実費
日常生活品の購入代行	日常生活品の購入がご自身で困難な方は、衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。

利用料等のお支払方法

毎月、「特定施設入居者生活介護の内容と費用」に記載の金額を基に計算し、翌月に請求書を発行します。利用者は、振込または現金で速やかにお支払いください。

施設の利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	敷地内は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

施設入居・利用契約

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた施設入居・利用契約に従います。

緊急時等の対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

協力医療機関等

協力医療機関	病院名	医療法人社団 谷本内科医院
	所在地	香川県高松市香川町大野997-3
	電話番号	087-885-8500
協力歯科	病院名	高橋歯科医院
	所在地	香川県高松市番町3丁目15-21

	電話番号	087-833-3328
--	------	--------------

非常災害時の対象

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に則り年1回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	180	消火器	11
	非常通報装置	3		
防火管理責任者	坂田 ひとみ、峯 健二			

秘密の保持

特定施設入居者生活介護の中で知り得た情報など、利用者やご家族の秘密は正当な理由なく他にもらしません。なお、業務上必要な場合は、あらかじめ同意を得るものとします。

サービス内容に対する苦情

ご相談・苦情については遠慮せず、管理者または従事者にお伝え下さい。迅速に対応させていただきます。また、県市町の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

苦情相談窓口	電話番号
メイプルの木（宮本、坂田）	087-815-6111
高松市介護保険課	087-839-2326
香川県国民健康保険団体連合会	087-822-7453

事故発生時の対応

- (1) 当事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

個人情報の保護

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

その他

説明書および契約書の定めのない事項については、介護保険法令その他、諸法令の定めるところを

尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。また、問題が生じた場合には、事業者は利用者（契約者）と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

私は、特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、重要事項の説明を行い、利用者に重要事項説明書を交付しました。

重要事項説明担当者 職名.....
..... ㊟

私は、上記の担当者から重要事項についての説明を受け同意いたしました。

利用者 住所

氏名 ㊟

代理人 住所

氏名 ㊟

利用者との関係